

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	1頁
○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	4頁
公 告 ○ 公立学校の位置変更届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	6頁

訓 令

教委訓第1号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>他の条例、規則及び訓令に特別の定めがあるものを除くほか</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、<u>当該会計年度任用職員</u>の任期を通じて1週間当たり29時間以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所属長は、前2項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある<u>会計年度任用職員</u>については、教育長に協議の上、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、<u>当該職員</u>の任期を通じて1週間当たり29時間以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所属長は、前2項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある<u>職員</u>については、教育長に協議の上、勤務時間を</p>

勤務時間を別に定めることができる。

(宿日直勤務及び時間外勤務)

第7条 (略)

2 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間（第4条及び第5条で定める勤務時間をいう。）以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務（次項において「時間外勤務」という。）をすることを命じることができる。

3 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(育児又は介護の時間外制限等)

第8条 勤務時間条例第9条に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに勤務時間条例第9条の2に定める育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

別表第5（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)
夏季休暇	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から9月までの期間内における、教育長が定める日を除いて連続する3日の範囲内の期間

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始

別に定めることができる。

(宿日直勤務及び時間外勤務)

第7条 (略)

2 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間（第4条及び第5条で定める勤務時間をいう。）以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

(育児又は介護の時間外制限等)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに勤務時間条例第9条の2に定める育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

別表第5（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話を行うこ	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始

	育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間		とをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間
短期介護	次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。) の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。) が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間	短期介護	次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。) の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。) が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない	一の年度において教育長が別に定める期間	私傷病	会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと思われる場合(「生理日の就業	一の年度において教育長が別に定める期間

	と認められる場合（「生理日の就業困難」、「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）			困難」、「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教委訓第2号

教育関係機関

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>他の条例、規則及び訓令に特別の定めがあるものを除くほか</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、<u>当該会計年度任用職員の任期を通じて1週間当たり29時間以内とし、職に応じて、教育長が別に定める。</u></p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある<u>会計年度任用職員</u>については、勤務時間を別に定めることができる。</p> <p>別表第3（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>妊産婦の休息・補食</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>夏季休暇</td> <td>会計年度任用職員（<u>教育長が別に定める者に限る。</u>）が、夏季における盆等の諸</td> <td>一の年の6月から9月までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊産婦の休息・補食	(略)	(略)	夏季休暇	会計年度任用職員（ <u>教育長が別に定める者に限る。</u> ）が、夏季における盆等の諸	一の年の6月から9月までの期間	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第4条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、<u>当該職員</u>の任期を通じて1週間当たり29時間以内とし、職に応じて、教育長が別に定める。</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある<u>職員</u>については、勤務時間を別に定めることができる。</p> <p>別表第3（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>妊産婦の休息・補食</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊産婦の休息・補食	(略)	(略)
区分	事由	期間																				
(略)	(略)	(略)																				
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)																				
夏季休暇	会計年度任用職員（ <u>教育長が別に定める者に限る。</u> ）が、夏季における盆等の諸	一の年の6月から9月までの期間																				
区分	事由	期間																				
(略)	(略)	(略)																				
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)																				

行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

内における、教育長が定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

別表第4（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間
短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められ	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤

別表第4（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間
短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者（届出をしない	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤

	る場合 イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間		が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（「生理日の就業困難」、「妊娠疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）	一の年度において教育長が別に定める期間	私傷病	会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（「生理日の就業困難」、「妊娠疾病」及び「公務上の傷病」に掲げる場合を除く。）	一の年度において教育長が別に定める期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

令和2年3月23日

三重県教育委員会

名 称	位 置		変更しようとする日	位置変更の理由
名張市立 桔梗が丘中学校	変更前	名張市桔梗が丘1番町5街区13番地	令和2年 4月1日	廃校となった三重県立名張桔梗丘高等学校の施設跡に、名張市立桔梗が丘中学校を移設するため
	変更後	名張市桔梗が丘7番町1街区1926番地1		

発 行

津市広明町13番地 三重県教育委員会